

写

3 1 東村山市監査告示第 7 号

監査結果に対する措置の公表について

平成 3 0 年度第 2 回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、令和元年 6 月 1 4 日付（3 1 東経行発第 6 号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により公表いたします。

令和元年 6 月 1 8 日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	飯	田	武	夫
東村山市監査委員	伊	藤	真	一

写

31東経行発第6号  
令和元年6月14日

東村山市監査委員 赤木盛一様  
東村山市監査委員 飯田武夫様  
東村山市監査委員 伊藤真一様

東村山市長 渡部 尚

平成30年度第2回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成31年3月1日付30東監発第51号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容  
別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
平成 30 年度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期監査（第2回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
子ども家庭部 子育て支援課	<p>1-1 東村山市里帰り出産等定期予防接種費補助金について 9月及び10月申請分の補助金の交付決定にあたり、規則で定める補助上限額を超えた金額で決定したケースや、税込金額で決定すべきところ税抜金額で補助金額を決定しているケースが見受けられた。適正な処理をされたい。</p> <p>1-2 契約関係書類について 仕様書を添付していない契約書や単価契約において単価を記載しないまま契約締結しているなどの不備が見受けられた。適正な処理をされたい。</p>	<p>1-1 指摘事項について精査したところ、2件が該当した。このうち1件は、上限を超えて査定した項目が2カ所あり、また、全ての項目において税抜で査定し決定しており、補助内容を検証した結果、補助額が不足していた。もう1件は、税抜金額で決定していたことにより、補助額が不足していたため、この2件について本来交付すべき金額を支出した。 再発防止策としては、以下の対策を行った。 ①補助上限額及び消費税についてのチェックシートを作成し、チェック機能の向上を図った。 ②部内での実務研修会に参加し、補助金交付事務についての理解を深め、課内で共有することにより、同様の事例が起らないよう徹底を図った。</p> <p>1-2 契約書の添付書類一覧の確認、契約準備行為から締結時に追加、変更がある箇所の確認の徹底を再度周知した。</p>
子ども家庭部 子ども育成課	<p>2-1 備品について 事務所の実査において、事務備品が多数存在していたが、登録備品数は20品であり、事務所移転に伴う他所管の管理備品の所管換えの手続がなされていなかった。物品管理規則に基づき適切に処理されたい。</p>	<p>2-1 指摘事項について事務所所在備品及び財務会計システム登録備品を改めて精査したところ、机、椅子等の総務課備品以外のもの所属替え等の必要な備品が存在することが判明した。 指摘事項に対し、以下のような対応を図った。 ①他所管所属備品であった備品は所属替えを行った。 ②ラベルの貼付がない備品はラベルを再発行し、貼付を行った。 ③廃棄が必要な備品については廃棄処理を行った。 ④写真等を用いて、備品が管理できるよう「備品管理票」を整備した。</p>
子ども家庭部 市立保育園7園	<p>3-1 契約関係書類について 決裁日の未記入や、契約書の契約保証金欄の記載が無いもの、添付図書の添付誤り、見積書の添付が無いものなど、不備が散見された。</p>	<p>3-1 指摘事項について文書主任である園長と不備のあった内容について確認したところ、記入漏れ及び添付誤り等の不備が判明した。 指摘事項に対し、以下のような対応を</p>

	<p>契約事務の基本的な事項について、再度確認され、各職位において審査時のチェックを確実に実行されたい。</p>	<p>図った。 ①記入漏れ、添付誤り等については修正等を行った。 ②公立園長会で、指摘のあった不備の内容について全体で再確認を行うことで、再発防止についての意識共有を図った。 ③契約事務の審査の際には各職位において、審査の段階で契約事務研修等の資料と照らし合わせ、日付の記入や必要な資料の添付等について確認の徹底を図った。</p>
--	--	---